



山形県公報

平成21年12月4日(金)
第2099号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 県議会臨時会の閉会……………(財政課) ……1275
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(地域福祉課) ……同
- 生活保護法による指定施術機関の指定……………(同) ……1276
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出……………(同) ……1277
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(同) ……1278
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………(同) ……同
- 県営土地改良事業計画の変更……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 市町村決定に係る都市計画の図書の写しの縦覧……………(都市計画課) ……1279
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県指定名勝の指定……………同
- 山形県指定天然記念物の指定の解除……………同

### 公安委員会関係

#### 規 則

- 銃砲刀剣類所持等取締法の施行に関する規則の一部を改正する規則……………1280

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第1029号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により平成21年11月26日招集した山形県議会臨時会は、同日閉会した。

平成21年12月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県告示第1030号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成21年12月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称  | 指定医療機関の所在地          | 指定年月日       |
|------------|---------------------|-------------|
| 福田歯科クリニック  | 天童市大字老野森404番2号      | 平成21. 9. 10 |
| やまのべ駅前調剤薬局 | 東村山郡山辺町大字山辺1258番地12 | 同 11. 2     |
| みずき歯科クリニック | 寒河江市みずき二丁目1番10号     | 同           |
| エール薬局たかはた店 | 東置賜郡高畠町大字福沢南11-4-1  | 同 11. 6     |
| ひまわり薬局     | 酒田市中町三丁目7番1号        | 同 11. 24    |

### 山形県告示第1031号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（第55条において準用する同法第49条）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成21年12月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定施術機関の氏名 | 開設者    | 指定施術機関の住所    | 指定年月日        |
|-----------|--------|--------------|--------------|
| レイス治療院    | 高橋 千穂子 | 米沢市城西三丁目3番3号 | 平成21. 10. 27 |

### 山形県告示第1032号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成21年12月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称  | 指定医療機関の所在地                  | 廃止年月日       |
|------------|-----------------------------|-------------|
| キク歯科医院     | 新庄市沖ノ町4番34号                 | 平成20. 3. 31 |
| 小林 歯 科     | 山形市緑町三丁目15番7号               | 平成21. 8. 29 |
| かごた歯科クリニック | 山形市籠田三丁目2番5号 グランディールY<br>2階 | 同 8. 31     |
| 福田歯科クリニック  | 天童市大字老野森二丁目14番7号            | 同 9. 9      |
| なかまち薬局     | 酒田市中町三丁目4番16号               | 同 11. 23    |
| ひまわり薬局     | 酒田市中町三丁目3番12号               | 同           |

## 山形県告示第1033号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成21年12月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

杉山内科クリニック  
山形市嶋北一丁目14番3号

## (2) 届出の内容

| 指定医療機関の所在地       |               | 変更年月日     |
|------------------|---------------|-----------|
| 変 更 前            | 変 更 後         |           |
| 山形市河原田75番5（84-5） | 山形市嶋北一丁目14番3号 | 平成21.11.2 |

## 2 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

レディースクリニック高山  
山形市嶋北一丁目14番13号

## (2) 届出の内容

| 指定医療機関の所在地         |                | 変更年月日     |
|--------------------|----------------|-----------|
| 変 更 前              | 変 更 後          |           |
| 山形市河原田72番4号（84-12） | 山形市嶋北一丁目14番13号 | 平成21.11.2 |

## 3 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

あらた調剤薬局山形嶋店  
山形市嶋北四丁目5番2号

## (2) 届出の内容

| 指定医療機関の所在地                   |              | 変更年月日     |
|------------------------------|--------------|-----------|
| 変 更 前                        | 変 更 後        |           |
| 山形市嶋土地区画整理事業地内仮換地<br>104街区3番 | 山形市嶋北四丁目5番2号 | 平成21.11.2 |

## 4 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

カワチ薬局山形北店  
山形市嶋南二丁目14番6号

## (2) 届出の内容

| 指定医療機関の所在地 |               | 変更年月日     |
|------------|---------------|-----------|
| 変 更 前      | 変 更 後         |           |
| 山形市田端84    | 山形市嶋南二丁目14番6号 | 平成21.11.2 |

**山形県告示第1034号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成21年12月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称 | 施設又は実施する事業の種類            | 指定介護機関の所在地   | 指定年月日        |
|-----------|--------------------------|--------------|--------------|
| ひまわり薬局    | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導 | 酒田市中町三丁目7番1号 | 平成21. 11. 24 |

**山形県告示第1035号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成21年12月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
永井医院通所介護施設はっぴい  
最上郡最上町大字向町533番地の60
- 届出の内容

| 指定介護機関の名称  |                | 変更年月日      |
|------------|----------------|------------|
| 変更前        | 変更後            |            |
| 永井医院通所介護施設 | 永井医院通所介護施設はっぴい | 平成21. 9. 4 |

**山形県告示第1036号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営土地改良事業（葉山の里地区 中山間地域総合整備事業（広域連携型））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成21年12月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称  
県営葉山の里地区土地改良事業変更計画書の写し
- 縦覧に供する場所  
寒河江市役所  
河北町役場
- 縦覧に供する期間  
平成21年12月8日から平成22年1月13日まで
- その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。  
この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対するのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

**山形県告示第1037号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、同条第1項の規定に基づき天童市から送付のあった都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成21年12月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種 類 山形広域都市計画地区計画
  - (2) 名 称 荒谷西工業地区地区計画
- 2 縦覧の場所
 

土木部都市計画課

**山形県告示第1038号**

次の開発行為は、完了した。

平成21年12月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
 

平成21年10月13日 指令村総建第5015号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
 

東村山郡山辺町大字山辺字古屋敷2212番、2212番2、2215番、2215番2
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称
 

東村山郡山辺町緑ヶ丘5番地  
山辺町長 遠藤 直幸

**教育委員会関係****告 示****山形県教育委員会告示第19号**

山形県文化財保護条例（昭和30年8月県条例第27号）第31条第1項の規定により、山形県指定名勝として次のとおり指定する。

平成21年12月4日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 長 南 博 昭

| 種 別 | 名 称      | 員 数 | 所 有 者 | 所 有 者 の 住 所 |
|-----|----------|-----|-------|-------------|
| 名 勝 | 仲野半四郎氏庭園 | 1   | 個 人   | 天童市一日町      |

**山形県教育委員会告示第20号**

山形県文化財保護条例（昭和30年8月県条例第27号）第32条第1項の規定により、次のとおり山形県指定天然記念物の指定を解除した。

平成21年12月4日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 長 南 博 昭

| 種 別   | 名 称               | 員 数 | 所 有 者   | 所 有 者 の 住 所              |
|-------|-------------------|-----|---------|--------------------------|
| 天然記念物 | 狩川熊野神社のナンジャモンジャの木 | 1   | 熊 野 神 社 | 東田川郡庄内町狩川字堂の下48（の内）      |
| 天然記念物 | 日向のアベマキ           | 1   | 住 吉 神 社 | 東置賜郡高島町大字竹森字姥作4848-2（の内） |

## 公安委員会関係

### 規 則

銃砲刀剣類所持等取締法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月4日

山形県公安委員会

委員長 吉 田 美 智 子

#### 山形県公安委員会規則第9号

##### 銃砲刀剣類所持等取締法の施行に関する規則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法の施行に関する規則（平成4年2月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「〔府令〕という。）」を「〔府令〕という。）」及び猟銃安全指導委員規則（平成21年国家公安委員会規則第12号）」に改める。

第2条第1号中「第2条第4項」を「第4条第4項」に改め、同条第2号中「第2条の2第3項」を「第5条第3項」に、「第3条第5項」を「第6条第5項」に改め、同条第14号中「第17条の2第5項（府令第17条の3第2項）」を「第103条第5項（府令第104条第2項）」に改め、同号を同条第17号とし、同条第13号中「第16条の4第4項」を「第101条第4項」に改め、同号を同条第16号とし、同条第12号中「第11条の5の5（府令第20条の2及び第25条の2）」を「第42条（府令第109条及び第115条）」に、「（別記様式第13号）」を「（別記様式第12号）」に改め、同号を同条第14号とし、同号の次に次の1号を加える。

(15) 府令第76条第1項第6号の同意書 同意書（別記様式第13号）

第2条第11号中「第9条」を「第32条（府令第78条において準用する場合を含む。）」に改め、同号を同条第13号とし、同条第10号中「第4条の2第9号」を「第11条第1項第13号」に改め、同号を同条第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

(12) 法第4条の3第1項（法第7条の3第3項において準用する場合を含む。）の検査を受ける場合の書類 認知機能検査受検申込書（別記様式第10号の2）

第2条第9号中「第4条の2第8号」を「第11条第1項第12号」に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号中「第4条の2第8号」を「第11条第1項第12号」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号中「第4条の2第7号」を「第11条第1項第11号」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号中「第4条の2第4号」を「第11条第1項第6号」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「第4条の2第4号」を「第11条第1項第6号」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「第4条の2第4号」を「第11条第1項第6号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「第3条第5項」を「第6条第5項」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(4) 府令第11条第1項第3号及び第5号並びに第76条第1項第3号の書面 誓約書（別記様式第3号の2）

第3条第1号中「第4条」を「第9条」に改め、同条第2号中「第6条の4」を「第20条」に、「第5条の8第2項」を「第17条第2項」に、「〔管轄区域をいう。〕」を「〔管轄区域をいう。以下同じ。〕」に改め、同条第3号中「第6条の6」を「第22条（府令第29条及び第83条において準用する場合を含む。）」に改め、同条第4号中「第11条」を「第34条」に改め、同条第5号を次のように改める。

(5) 府令第81条の年少射撃資格講習受講申込書（法第9条の14第1項の講習を受講しようとする者が、政令第29条第1項の規定により公表された当該講習が開催される場所のうち、当該受講しようとする者の住所地を管轄する警察署の管轄区域以外の場所で当該講習を受講する場合を除く。）

第4条中「第1条の2第3号」を「第2条第3号」に改める。

第5条中第12号を第13号とし、同条第11号中「第20条」を「第108条」に改め、同号を同条第12号とし、同条第10号を第11号とし、同条第9号を削り、同条第8号中「(別記様式第21号の2)」を「(別記様式第21号の3)」に改め、同号を同条第10号とし、同条第7号中「第11条第1項から第5項まで」を「第11条第1項から第6項まで並びに第11条の3第1項及び第2項」に、「規定による処分」を「規定による処分(次号に掲げる処分を除く。)」に改め、同号を同条第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 法第11条第1項から第6項まで並びに法第11条の3第1項及び第2項の規定による処分であつて、行政手続法(平成5年法律第88号)第15条第3項に規定する掲示により通知を行い、処分の名あて人となるべき者に対する当該通知が到達したものとみなされたもの(当該処分の名あて人となるべき者が聴聞の期日に出頭しなかった場合においてなされたものに限る。)行政処分通知書(別記様式第21号の2)

第5条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号中「第11条第10項」を「第11条第11項」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「第11条第6項及び第7項」を「第11条第7項及び第8項」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号中「又は第9条の10第2項」を「、第9条の10第2項又は第9条の13第1項」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(2) 法第4条の3第2項及び第12条の3の規定による受診命令 受診等命令書(別記様式第15号の2)

第6条を次のように改める。

(許可の期間等)

第6条 政令第6条第1項に規定する許可の期間は2年とする。

2 政令第24条第1項に規定する許可の期間は60日とする。

3 政令第26条第2項に規定する教習資格認定証の有効期間は3月とする。

第7条第1項中「第12条の3」を「第4条の3第2項及び第12条の3」に改め、同項の表中「第5条第1項第2号」を「第5条第1項第3号」に、「第5条の2第3号」を「第8条第3号」に、「第5条第1項第3号及び第4号」を「第5条第1項第4号及び第5号」に改める。

第8条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同条第1号中「第5条の8第2項」を「第17条第2項」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(2) 政令第29条第1項の規定による公表

第8条の次に次の2条を加える。

(身分を示す証明書)

第9条 法第10条の6第4項(法第27条の2第3項において準用する場合を含む。)の身分を示す証明書は、身分証明書(別記様式第25号)とする。

(猟銃安全指導委員の委嘱等)

第10条 法第28条の2第1項の規定による猟銃安全指導委員の委嘱は、委嘱状(別記様式第26号)を交付して行うものとする。

2 猟銃安全指導委員規則第8条の規定による通知は、弁明通知書(別記様式第27号)により行うものとする。

3 法第28条の2第7項の規定による猟銃安全指導委員の解嘱は、解嘱通知書(別記様式第28号)を交付して行うものとする。

4 猟銃安全指導委員の辞職の承認は、辞職承認通知書(別記様式第29号)を交付して行うものとする。

別記様式第1号中「第2条第4項」を「第4条第4項」に改める。

別記様式第2号中「第2条の2第3項」を「第5条第3項」に改める。

別記様式第3号中「第3条第5項」を「第6条第5項」に改め、同様式の次に次の様式を加える。

様式第3号の2(第2条関係)

### 誓 約 書

1 私は、銃砲刀剣類所持等取締法(以下「法」という。)第5条第1項第2号から第18号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

2 私は、猟銃を所持しようとしていることから、法第5条の2第2項第2号又は第3号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。



山形県公安委員会 殿

年 月 日

住 所

氏 名

㊟

- 備考 1 該当する誓約内容の□に、✓印を付すること。  
 2 氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。  
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第10号の次に次の様式を加える。  
 様式第10号の2（第2条関係）

|        |       |
|--------|-------|
| ※整理番号  |       |
| ※受理年月日 | 年 月 日 |

認 知 機 能 検 査 受 検 申 込 書

銃砲刀剣類所持等取締法 <sup>第4条の3第1項</sup> の規定による検査の受検を次のとおり申し込みます。  
<sub>第7条の3第3項</sub>

年 月 日

山形県公安委員会 殿

申込者氏名

㊟

|             |         |           |    |     |
|-------------|---------|-----------|----|-----|
| 申<br>込<br>者 | 住 所     |           |    |     |
|             | 氏 名     |           | 性別 | 男・女 |
|             | 生 年 月 日 | 年 月 日（ 歳） |    |     |
| 許 可 証 番 号   |         |           |    |     |
| 実<br>施      | ※受検年月日  | 年 月 日     |    |     |
|             | ※受検場所   |           |    |     |
| 備 考         |         |           |    |     |

- 備考 1 申込者は、※印欄に記載しないこと。  
 2 申込者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。  
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。



別記様式第11号の備考中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 内閣府令第78条において準用する場合は、上記「許可証」とあるのは「年少射撃資格認定証」と、「所持許可者」とあるのは「年少射撃資格者」と読み替えるものとする。

別記様式第12号及び第13号を次のように改める。

様式第12号（第2条関係）

売却代金明細書

第 年 月 日

住所 様

山形県公安委員会（法第24条の2  
第8項の規定による売却代金の交付にあつては、警察署長）

印

銃砲刀剣類所持等取締法第 条 第 項の規定により銃砲（刀剣類・準空気銃・けん銃部品）を売却した代金は、次のとおりです。

| 銃砲（刀剣類・準空気銃・けん銃部品） |        |       |    | 提出命令書、仮領置書類及び銃砲刀剣類等一時保管書交付年月日・番号 | 売却の代金 | 売却に要した費用 | 差引金額 |
|--------------------|--------|-------|----|----------------------------------|-------|----------|------|
| 種類                 | 型（刃渡り） | 番号（銘） | 特徴 |                                  |       |          |      |
|                    |        |       |    |                                  | 円     | 円        | 円    |
|                    |        |       |    |                                  |       |          |      |
|                    |        |       |    |                                  |       |          |      |

印-----（切り取り線）-----印

売却代金領収書

金 円

| 銃砲（刀剣類・準空気銃・けん銃部品） |        |       |    | 提出命令書、仮領置書類及び銃砲刀剣類等一時保管書の交付番号 | 受領金額 |
|--------------------|--------|-------|----|-------------------------------|------|
| 種類                 | 型（刃渡り） | 番号（銘） | 特徴 |                               |      |
|                    |        |       |    |                               | 円    |
|                    |        |       |    |                               |      |
|                    |        |       |    |                               |      |

上記の金員を領収しました。

年 月 日

山形県公安委員会（法第24条の2

第8項の規定による売却代金の交  
付にあつては、警察署長）  
殿

住 所

氏 名

㊟

備考 受領者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

様式第13号（第2条関係）

同 意 書

年 月 日

住所

職業

氏名

㊟

私は、以下の者について銃砲刀剣類所持等取締法第9条の13第1項に規定する監督をすることに同意します。

住所

職業

氏名

- 備考 1 氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。  
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第13号の2中「第16条の4第4項」を「第101条第4項」に改める。

別記様式第14号中「第17条の2第5項」を「第103条第5項」に、「第17条の3第2項」を「第104条第2項」に改める。

別記様式第15号の次に次の様式を加える。

様式第15号の2（第5条関係）

第 号  
年 月 日

住 所

殿

山形県公安委員会 印

受 診 等 命 令 書

銃砲刀剣類所持等取締法<sup>第4条の3第2項</sup> 第12条の3の規定により、下記のとおり指定する医師の診断を受けるべきこと及び当該診断の結果の報告を求めます。

記

|                           |       |
|---------------------------|-------|
| 受 診 を 命 ず る 理 由           |       |
| 受診する指定医の氏名、勤務する医療機関名及び所在地 |       |
| 報 告 の 期 限                 | 年 月 日 |
| 備 考                       |       |

この処分不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、山形県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として提起することができます（訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。

なお、この処分に対して上記の異議申立てをした場合には、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第19号中「銃砲保管状況」を「銃砲及び実包等の保管状況」に改め、同様式の別添の規定中「日で」を「日付で」に、「銃砲の保管状況」を「銃砲及び実包等の保管状況」に、

「

|          |          |
|----------|----------|
| 1 銃と別の部屋 | 2 銃と同じ部屋 |
|----------|----------|

」を

「

|          |          |            |
|----------|----------|------------|
| 1 銃と別の部屋 | 2 銃と同じ部屋 | 3 その他（具体的に |
|----------|----------|------------|

）」に、「雷管 個 火薬 g」を「金属性弾丸

個」に改める。

別記様式第21号、第21号の2及び第21号の3を次のように改める。

様式第21号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

殿

山形県公安委員会 印

行 政 処 分 通 知 書

あなたの所持許可に対し、銃砲刀剣類所持等取締法 第11条 第 項の規定により、次のように命じます。  
年少射撃資格認定 第11条の3

|             |       |           |
|-------------|-------|-----------|
| 処 分         |       | 許可・認定 取消し |
| 取消しに係る許可・認定 | 種 別   |           |
|             | 年 月 日 |           |
|             | 番 号   |           |
| 処 分 の 理 由   |       |           |

この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として提起することができます(訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。

様式第21号の2（第5条関係）

第 号  
年 月 日

殿

山形県公安委員会 印

行 政 処 分 通 知 書

あなたの所持許可所持許可に対し、銃砲刀剣類所持等取締法第11条 第11条の3 第 項の規定により、次のように命じます。

|             |       |           |
|-------------|-------|-----------|
| 処 分         |       | 許可・認定 取消し |
| 取消しに係る許可・認定 | 種 別   |           |
|             | 年 月 日 |           |
|             | 番 号   |           |
| 処 分 の 理 由   |       |           |

この処分不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、山形県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として提起することができます（訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。

なお、この処分に対して上記の異議申立てをした場合には、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第21号の3（第5条関係）

第 号  
年 月 日

住所

殿

山形県公安委員会 印

## 報 告 徴 収 書

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定により、下記のとおり報告を求めます。  
記

|           |       |
|-----------|-------|
| 報告を求める理由  |       |
| 求める報告の内容  |       |
| 報 告 の 期 限 | 年 月 日 |
| 備 考       |       |

この処分不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、山形県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として提起することができます（訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。

なお、この処分に対して上記の異議申立てをした場合には、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第22号中「許可証」を「許可証 法第10条の5に規定する帳簿」に改める。

別記様式第25号中「様式第25号（第6条関係）」を「様式第25号（第9条関係）」に改め、同様式の次に次の4様式を加える。

様式第26号(第10条関係)

委 嘱 状

殿

銃砲刀剣類所持等取締法第28条の2第1項の規定により猟銃安全指導委員に委嘱します

任 期 年 月 日から

年 月 日まで

活動区域

年 月 日

山形県公安委員会 印

様式第27号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

殿

山形県公安委員会 印

弁 明 通 知 書

銃砲刀剣類所持等取締法第28条の2第7項の規定により猟銃安全指導委員を解嘱する予定であるので、猟銃安全指導委員規則第8条の規定に基づき、次のとおり通知します。

|             |  |
|-------------|--|
| 弁明を聴く日時     |  |
| 弁明を聴く場所     |  |
| 解嘱をしようとする理由 |  |

- 備考
- あなたが病気その他やむを得ない理由で出頭できないときは、代理人を出頭させることができます。なお、代理人を選任したときは、弁明の日時までに選任届を提出してください。
  - 弁明は、口頭による弁明に代えて弁明の日時までに弁明書を提出して行うことができます。
  - あなた若しくはあなたの代理人が正当な理由がなく出頭しなかったとき又は弁明の日時までに弁明書を提出しなかったときは、弁明を聴かないで解嘱することがあります。
  - 上記日時場所にやむを得ない理由により出頭することができないときは、月 日までに、担当電話（ ）に連絡してください。



様式第28号（第10条関係）

解 嘱 通 知 書

殿

銃砲刀剣類所持等取締法第28条の2第7項の規定により猟銃安全指導委員を解嘱します

年 月 日

山形県公安委員会 印

様式第29号（第10条関係）

辞 職 承 認 通 知 書

殿

猟銃安全指導委員の辞職を承認します

年 月 日

山形県公安委員会 印

附 則

この規則は、平成21年12月4日から施行する。

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行 | 誤   | 正  |
|------------|------------|-----|---|-----|----|
| 平成21. 4. 1 | 号外(20)     | 1   | 9 | 手続き | 手続 |